

**障害福祉サービス等事業所説明会資料
(児童編)**

令和6年3月作成

**大分市福祉保健部
障害福祉課**

1. 障害児通所支援サービス内容及び留意事項

(1) 児童発達支援

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

○令和6年度報酬改定での主な変更点

■個別サポート加算（I）の見直し

保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価されることとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

【単位数（新旧）】

現行	個別サポート（I） 100 単位/日
	※著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査票で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所を除く）
見直し後	個別サポート（I） 120 単位/日
	※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

【ポイント】

- ・本加算は、著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定するもの

＜対象となる児＞※現行とは異なることに留意（乳幼児等サポート調査票は廃止）

- ①重症心身障害児
- ②身体に重度の障害がある児童
(1 級・2 級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)
- ③重度の知的障害がある児童
(療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児)
- ④精神に重度の障害がある児童
(1 級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)

・主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【個別サポート加算（I）のR6年4月提供分以降の請求について】

・詳細については今後公布・発出される通知等を踏まえ、ご連絡いたします。

（2）放課後等デイサービス

在学中の児童を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。

○令和6年度報酬改定での主な変更点

■個別サポート加算（I）の見直し

行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

【単位数（新旧）】

現行	個別サポート（I） 100 単位/日
	※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）
見直し後	個別サポート（I） 90 単位/日・・・① 120 単位/日・・・②
	※<対象となる児>※これまでと変更なし ①ケアニーズの高い障害児 90 単位/日 就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）の項目において算出した合計が13点以上の障害児 ②著しく重度の障害児 120 単位/日 就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児

【ポイント】

・①の障害児に対して、強度障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置（常勤・常勤換算ではなく単なる配置で可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するものとする。

・主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【個別サポート加算（Ⅰ）のR6年4月提供分以降の請求について】

・今後公布・発出される通知等を踏まえ、ご連絡いたします。

■<新設>個別サポート加算（Ⅲ）

継続的に学校に通学できていない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

【単位数】

個別サポート（Ⅲ）《新設》 70単位/日
※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

■強度行動障害児支援加算の見直し

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

【単位数（新旧）】

現行	強度行動障害児支援加算 155 単位/日
	※強度行動障害支援養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して支援を行った場合
見直し後	①強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（児基準 20 点以上）200 単位/日
	②強度行動障害児支援加算（Ⅱ）（児基準 30 点以上）250 単位/日 （加算開始から 90 日以内の期間は、更に+500 単位/日）
	※①強度行動障害支援養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合 ※②強度行動障害支援養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

（3）児童発達支援・放課後等デイサービス

○令和 6 年度報酬改定での主な変更点

■個別サポート加算（Ⅱ）の見直し

要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

【単位数（新旧）】

現行	個別サポート（Ⅱ） 125 単位/日
	※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年に 1 回以上共有）し支援を行った場合
見直し後	個別サポート（Ⅱ） 150 単位/日
	※要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を 6 月に 1 回以上共有）し支援を行った場合

○障害児通所支援事業における支給（更新）決定方法の見直しについて

本人の現状や療育の必要性を確認し、障害児通所支援事業の適切な支給決定を行うことや児童の医療機関との適切な関わりを推進するため、大分市障害者自立支援協議会こども部会委員の意見を踏まえ、支給決定方法の見直しを行います。

【変更内容】

・障害児通所支援事業更新の際、進学の節目ごとに医師の意見書や診断書等を再度取得していただくよう運用の変更を行います。

※令和8年度に小学校・中学校・高等学校に進学される方から見直し後の対象になります。

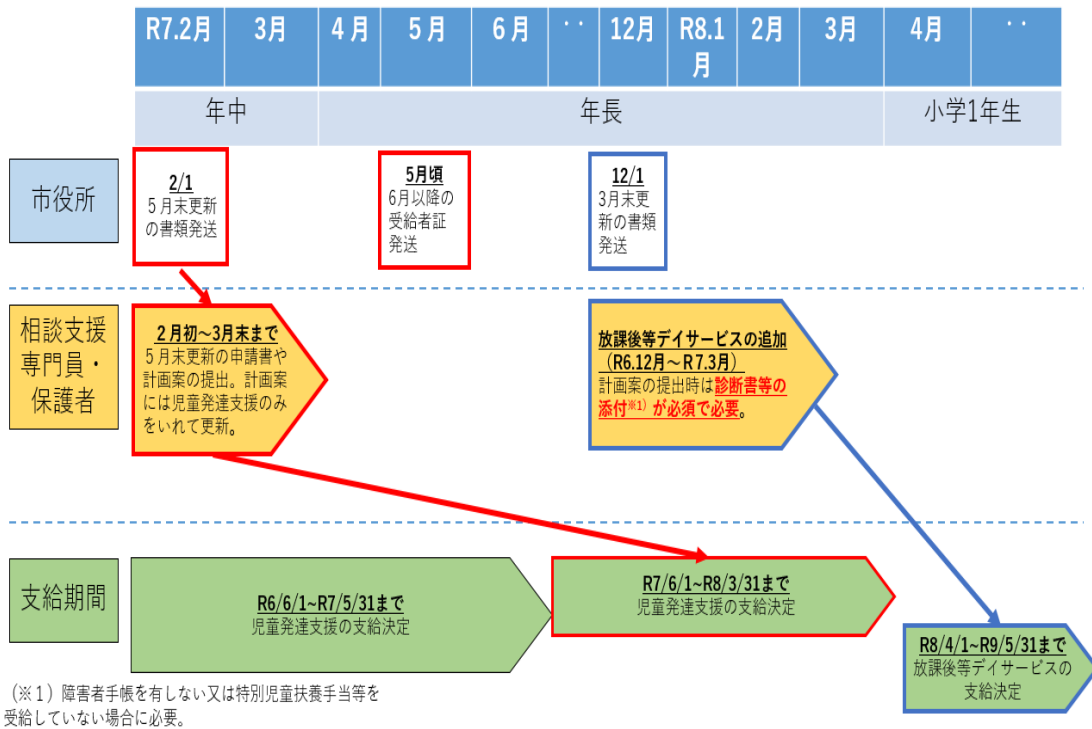
	見直し後	現行
根拠資料の提出頻度	意見書や診断書にて通所給付決定の対象となるか判断している児童に関しては、「 <u>小学校進学時</u> 」「 <u>中学校進学時</u> 」「 <u>高等学校進学時</u> 」の節目ごとに意見書や診断書の再取得	意見書や診断書にて通所給付決定の対象となるか判断している児童に関しては、「 <u>新規申請時のみ</u> 」意見書や診断書の取得
通所給付決定の対象となる根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者手帳 (2) 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 (3) 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合・・・ ・医師の意見書、診断書 ・児童相談所、保健所等の意見書 ・難病（障害者総合支援法の対象疾病に罹患していることが分かる証明書） (4) <u>特別支援学校、支援学級に通学（または通学予定）していることが分かる書類</u>^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者手帳 (2) 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 (3) 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合・・・ ・医師の意見書、診断書 ・児童相談所、保健所等の意見書 ・難病（障害者総合支援法の対象疾病に罹患していることが分かる証明書）

※1)新規申請時は、(1)～(3)のいずれかの書類が必要。

サービスの更新時に児童発達支援と放課後等デイサービスを同時に申請する場合
 < (例) 令和8年4月から小学1年生、誕生日が5月の場合。 >



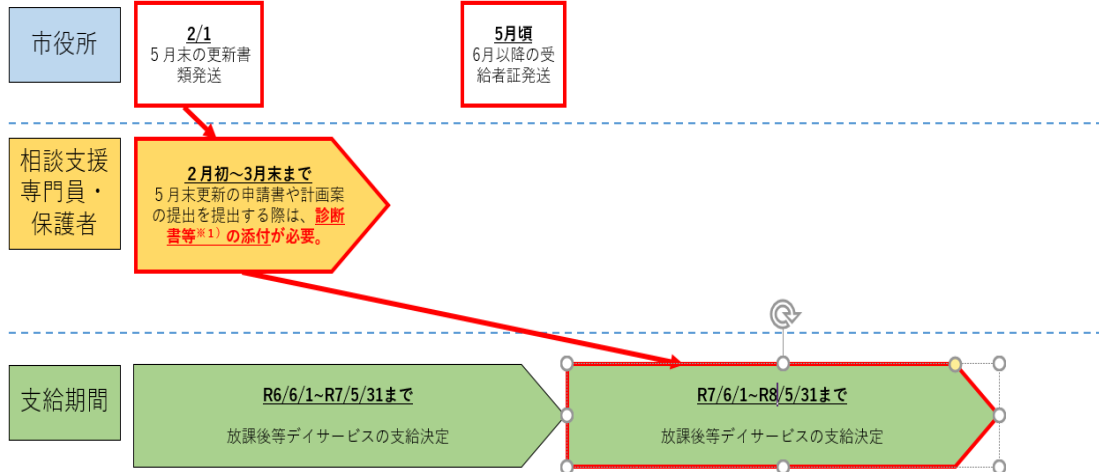
サービスの追加で放課後等デイサービスを申請する場合
 < (例) 令和8年4月から小学1年生、誕生日が5月の場合。 >



中学1年生以降も引き続き放課後等デイサービスを申請する場合

< (例) 令和8年4月から中学1年生、誕生日が5月の場合。 >

R7.2月	3月	4月	5月	6月	...	R8.3月	4月	5月	...
小学5年生			小学6年生			中学1年生			

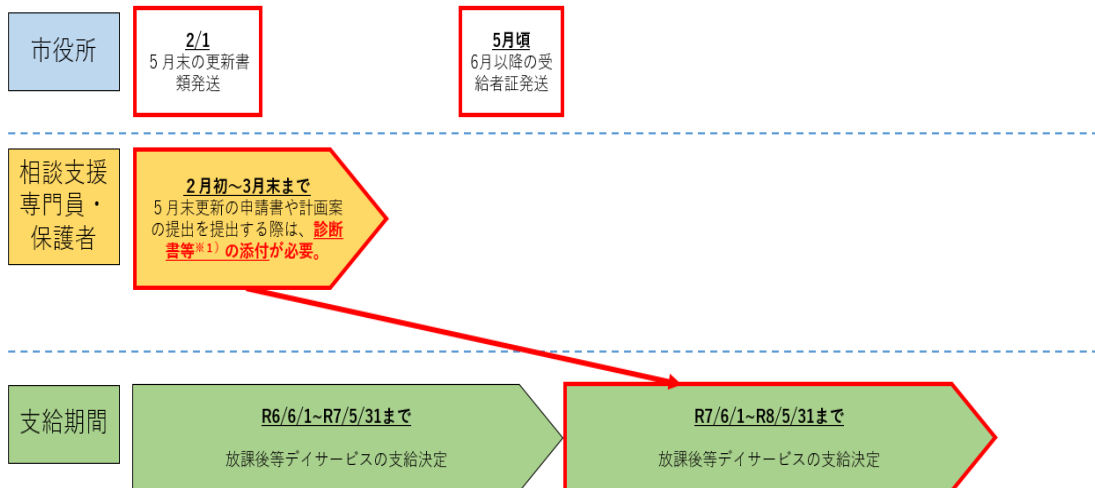


(※1) 障害者手帳を有しない又は特別児童扶養手当等を受給していない場合に必要。

高校1年生以降も引き続き放課後等デイサービスを申請する場合

< (例) 令和8年4月から高校1年生、誕生日が5月の場合。 >

R7.2月	3月	4月	5月	6月	...	R8.3月	4月	5月	...
中学2年生			中学3年生			高校1年生			



(※1) 障害者手帳を有しない又は特別児童扶養手当等を受給していない場合に必要。